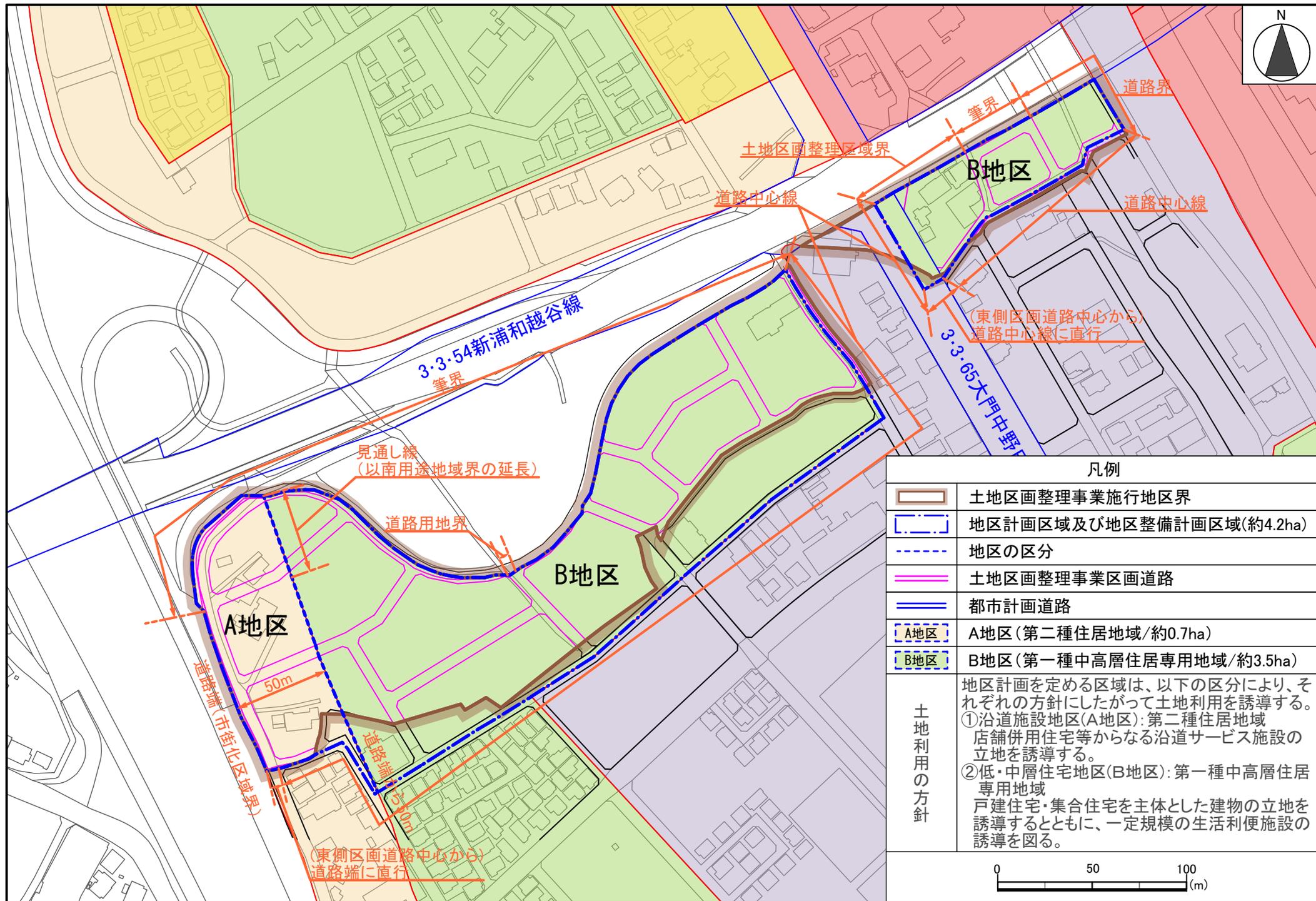


地区計画方針の付図 大門下野田地区



凡例	
	土地区画整理事業施行地区界
	地区計画区域及び地区整備計画区域(約4.2ha)
	地区の区分
	土地区画整理事業区画道路
	都市計画道路
	A地区(第二種住居地域/約0.7ha)
	B地区(第一種中高層住居専用地域/約3.5ha)
土地利用の方針	<p>地区計画を定める区域は、以下の区分により、それぞれの方針にしたがって土地利用を誘導する。</p> <p>①沿道施設地区(A地区): 第二種住居地域 店舗併用住宅等からなる沿道サービス施設の立地を誘導する。</p> <p>②低・中層住宅地区(B地区): 第一種中高層住居専用地域 戸建住宅・集合住宅を主体とした建物の立地を誘導するとともに、一定規模の生活利便施設の誘導を図る。</p>

